

授業料軽減助成金(都の制度)

申請手続きのお知らせ

助成を受けるためには**毎年度必ず申請が必要です**

申請期間

令和8年

7月1日(水)～7月31日(金)

※期間外の申請は、受付できません。

申請できる方

生徒と保護者(申請者)が東京都内に住所を有していること

+

対象となる私立学校及び課程に在学する生徒の保護者等

+

所得制限なし

就学支援金(国の制度)

45万7,200円

授業料軽減助成金(都の制度) **4万3,800円**

合わせて最大で**50万1,000円**

両制度それぞれ別に申請が必要です!

※就学支援金により授業料が全額助成される場合は、授業料軽減助成金の申請は不要です。

※就学支援金新制度(令和8年度からの制度)の対象となる場合の金額です。

在留資格等の状況により、高校生等・新修学支援金の対象となる一部の外国籍等の生徒の場合は、別途東京都私学財団ホームページでご案内します。

1 授業料軽減助成金(東京都の制度)について

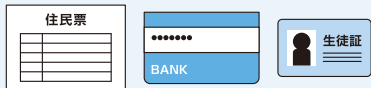
生徒と保護者が都内に住所を有している場合、在学校の授業料(保護者が支払った額)を上限として、就学支援金(国の制度)と合わせて、**年額最大50万1,000円**(都内私立高校平均授業料相当額)まで助成する**東京都の制度**です。

2 申請の流れ

(1) 必要な書類等を準備する

オンライン申請時に書類の画像をアップロードする必要があります。

- ▶住民票
- ▶振込口座を確認できる書類
- ▶生徒証等



その他書類が必要な場合があります。詳細は3ページ「6 申請に必要な書類」をご参照ください。

(2) オンライン申請 [7月1日～7月31日]

東京都私学財団ホームページから申請受付サイトにアクセスし、ユーザー登録後、マイページから申請します。東京都私学財団LINE公式アカウントからもアクセスできます。

申請期間中、
こちらから申請できます! ▶
東京都私学財団ホームページ
(授業料軽減助成金)



https://www.shigaku-tokyo.or.jp/parents_index/pa_jugyoryo/

(3) 審査結果の通知・振込

当財団において申請内容を審査し、学校へ生徒の在学状況等を確認のうえ、審査完了後にご登録のメールアドレス宛に通知をお送りします。審査結果詳細はマイページにてご確認ください。

交付の場合、申請者本人の口座に助成額が振り込まれます。振込時期は都内校は10月・12月・3月、都外校は12月・3月のいずれかです。審査状況(申請の不備内容が解消した時期、就学支援金の認定結果時期)などにより異なります。

※スケジュールが変更となる場合は、当財団ホームページに掲載します。

3 申請期間

令和8年7月1日(水) ~ 7月31日(金)

- 毎年度(学年1回)申請が必要です。申請期間を過ぎた場合は受付できませんのでご注意ください。
- 授業料軽減助成金(都の制度)は、就学支援金(国の制度)とは別に申請が必要です。
※「奨学給付金」(授業料以外の教育費の負担を助成する制度)の対象となる方は、「授業料軽減助成金」と一緒に申請を行ってください。

4 助成額について

授業料に対する助成制度は、就学支援金(国の制度)と授業料軽減助成金(都の制度)があり、授業料軽減助成金は上限額50万1,000円から就学支援金分(上限額45万7,200円)を差し引いて助成します。在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限です。

〈助成額〉年額 4万3,800円

上限額(最大50万1,000円)まで受給するためには、就学支援金(国の制度)と授業料軽減助成金(都の制度)それぞれ別に申請が必要です。

- 就学支援金新制度(令和8年度からの制度)の対象となる場合の金額です。高校生等・新修学支援金等の対象となる一部の外国籍等の生徒の場合は、別途東京都私学財団ホームページでご案内します。

- ※ 申請前に在学校の授業料を必ずご確認ください。
- ※ 授業料には施設費や積立費等は含まれません。
- ※ 就学支援金(国の制度)により授業料が全額支給される場合は、授業料軽減助成金の交付対象外となるため、申請は不要です。

5 対象となる方の要件

就学支援金新制度の受給資格を有する生徒の保護者等で、かつ、(1)在住要件および(2)在学要件の両方に該当する方が対象となります。

(1) 在住要件

保護者(申請者)と生徒が、令和8年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有している
※生徒が入学決定後、進学のために都内から都外へ移り住んだ場合も助成の対象となります。(保護者は引き続き都内に在住していることが必要です。)

(2) 在学要件

令和8年7月1日現在、以下①~⑤のいずれかの私立学校及び課程に在学する生徒

- ① 私立高等学校(全日制課程、定時制課程)
- ② 私立中等教育学校後期課程
- ③ 私立特別支援学校の高等部
- ④ 私立高等専門学校(1~3年)
- ⑤ 私立専修学校高等課程

- ※ 都外の学校も対象となります。
- ※ 令和8年7月2日以降に入学した場合は、申請日時時点で在学していることが要件になります。

申請者について

申請者は原則、生徒の親権者(世帯主でなくても申請可)となります。
(親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者が申請者となります。)

就学支援金新制度の受給資格を有する生徒

日本国内に住所を有する者のうち、以下①~⑦のいずれかに該当する者
① 日本国籍を有する者、② 特別永住者、③ 永住者、④ 日本人の配偶者等、
⑤ 永住者の配偶者等、⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、
⑦ 家族滞在のうち、日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

6 申請に必要な書類

オンライン申請時に、以下の書類の画像ファイル(写真)をアップロードしてください。

申請に必要な書類(全ての申請者)

(1) 住民票(区市町村発行)

- ▶ 世帯全員の文言の記載があるもの ▶ 続柄の記載があるもの
- ▶ マイナンバー(個人番号)の記載がないもの
- ▶ 令和8年5月1日以降、申請日前3か月以内の発行のもの
- ▶ (生徒の国籍が「日本国以外」の場合) 国籍・在留資格・在留期間の記載があるもの

(2) 振込口座を確認できる書類(申請者本人の個人口座に限る)(金融機関発行)

- ▶ 通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページなど、振込口座の金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人のカナを確認できるもの

(3) 生徒証等(学校発行)

- ▶ 学校名、生徒氏名等が確認できる書類(例: 生徒証、合格通知等)

※学校が発行する書類が用意できない場合は、就学支援金申請システム(e-Shien)マイページ画面のスクリーンショットでも受付いたします。

その他

親権者が存在しない等、個別の事情に応じ追加書類が必要となる場合があります。事情により異なりますので、申請者から「9 問合せ先」にご連絡ください。

生徒が進学のために都内から都外へ移り住んだ方のみ 都外居住申立書

生徒が入学決定後、進学のために都内から都外に転居しており、住民票を転居先に移している場合は、「都外居住申立書」及び「異動先の住民票(上記(1)住民票と同じ記載項目)」の提出が必要です。

「7 申請の方法」に記載の東京都私学財団(授業料軽減助成金)ホームページから、「都外居住申立書」の様式を印刷し記入をしたものをアップロードしてください。

なお、申請者は令和8年5月1日から申請時まで引き続き都内に在住していることが必要です。

生徒の国籍が「日本国以外」で、在留資格が「定住者」又は「家族滞在」の方のみ

以下の追加書類が必要です。

●在留資格が「定住者」の場合

- ① 永住・就労継続意思等に関する申告書※1
- ② (①の永住意思が「いいえ(なし)」の場合) 所得及び扶養状況等を証明する書類※2

●在留資格が「家族滞在」の場合

- ① 永住・就労継続意思等に関する申告書※1
- ② (①の就労意思が「はい(あり)」の場合) 小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
(①の就労意思が「いいえ(なし)」の場合) 所得及び扶養状況等を証明する書類※2

※1 「永住・就労継続意思等に関する申告書」は、「7申請の方法」に記載の東京都私学財団(授業料軽減助成金)ホームページから、「永住・就労継続意思等に関する申告書」の様式を印刷し記入したものをアップロードしてください。

※2 生活保護受給証明書、令和8年度課税証明書又は非課税証明書(親権者2名の場合は、必ず2名分)

「住民票」の欄に
アップロードしてください

就学支援金新制度の対象外となる
一部の外国籍等の生徒への助成

別途東京都私学財団ホームページでご案内します。

外国籍等生徒の学費支援(授業料軽減助成金 都の制度)▶



7 申請の方法

東京都私学財団ホームページから申請受付サイト(授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システム)にアクセスし、ユーザー登録(新規の方のみ)後、マイページから申請します。東京都私学財団LINE公式アカウントからもアクセスできます。詳しい画面の操作方法等は、当財団ホームページに掲載された「申請マニュアル」をご確認ください。



東京都私学財団
ホームページ
(授業料軽減助成金)



東京都私学財団
LINE公式アカウント

【東京都私学財団ホームページ(授業料軽減助成金)】

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/parents_index/pa_jugyoryo/

事前にご準備ください

申請者のメールアドレス



申請手続きの完了通知、申請内容の変更・追加の依頼、審査結果の通知が届きます。

生徒が在学している学校の情報



学校名・学校所在地・課程(全日制・定時制)等

生徒、申請者の情報



学年・住所・入学年月等

申請に必要な書類



「6 申請に必要な書類」参照

申請者個人名義の振込口座情報



申請者個人名義以外の口座には振込できません。

※過年度とは異なる方が令和8年度の申請を行う場合や、申請者の姓が変わる場合は、別のメールアドレスを準備し、新規ユーザー登録後に申請してください。

入力項目

STEP 1 学校情報の登録

STEP 2 メールアドレスの確認

STEP 3 申請情報の登録

STEP 4 奨学給付金の申請登録

STEP 5 必要書類のアップロード

※申請受付サイトのユーザーIDは、就学支援金申請システム(e-Shien)とは別のものです。
※申請の所要時間は30分程度です。STEP4まで入力を進めると、「一時保存」を行うことができます。

対象となる方は限られます。詳細は「8 その他学費負担軽減制度のご案内(奨学給付金)」をご参照ください。

その他留意事項

- 在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。なお、年度を遡っての申請はできませんのでご注意ください。
- 助成は年度に1回までです。転学等で学校が変わった場合でも、1校のみの助成となります。
- 審査状況は申請者本人にのみ開示できます。
- 申請内容に不備がある場合は、メール、電話又は郵送にてご連絡いたしますのでご対応をお願いします。
- Q&Aは、東京都私学財団ホームページ(授業料軽減助成金)をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、「9 問合せ先」へご相談ください。

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。個人情報の取扱いについては、申請受付サイトの利用規約・サイトポリシーをご参照ください。

8 その他学費負担軽減制度のご案内



就学支援金
新修学支援金

国の授業料負担軽減制度



奨学給付金

東京都の授業料以外の
学費負担軽減制度



シミュレーションサイト

各助成額の目安を確認

9 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当(高校)

☎03-5206-7925

(土日・祝日・年末年始を除く9:15 ~ 17:00)

※申請期間(7月1日~7月31日)中は、土曜日もお電話を受け付けます。
※9:15~10:00頃は電話が混み合うため、つながりにくい場合はお時間をおいておかけ直してください。



<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

東京都私学財団



東京都私学財団
LINE公式アカウント
友だち募集中



お役立ち情報をお届けします!

- 学費負担を軽減する助成制度の情報
- 申請開始のお知らせ、締切前のリマインド
- 制度に関するQ&A